

特別活動 指導計画等の作成に向けて

『カリ・マネ要領特別活動編』には、全体計画、学年ごとの年間指導計画、学級の年間指導計画、各活動における指導計画等の作成の際に、「中期学校経営方針」や「豊かな心育成プラン」「いじめ防止基本方針」等との関連を図ることや、子どもや地域の実態を踏まえた学校独自のものであること、年間計画との関連を図ることなどが要点として書かれています（P.62）。その上で、教諭や養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、司書教諭・学校司書など全教職員の共通理解を図りながらカリ・マネを充実させていくことが大切です。

時間配分については、学級活動に充てる授業時間数は35単位時間（第1学年は34時間）の他、児童会活動、クラブ活動、学校行事については学校や児童生徒、地域の実態等を考慮し、各学校で授業時間数を配当します。その際、それぞれの内容における目標やねらいが十分に達成できるように、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時間数を充てるとあります（同ページ）。

以上のことを踏まえ、今後見直していく際に考えることや工夫などについて、内容ごとにお示ししますが、あくまでも各学校の児童の実態等に応じて計画を立てていってください。

【学級活動】

- ・学年ごとの年間指導計画表（学年ごよみ）などを踏まえながら、集団関係づくり、人間関係づくりの視点で発達の段階に応じた適切な活動を構想します。とりわけ学級活動(2)(3)では、時期や季節を踏まえた上でそれぞれの内容（(ア)～(エ)、及び(ア)～(ウ)）を行うようにします。
- ・基本的には、朝の会など毎日定期的に行う10分程度の短い時間を時数として計上することはせず、時間割の中に位置付けて意図的・計画的に指導するようにします（『カリ・マネ要領』P.65）。
- ・お示しした例は第6学年の学年ごよみであり、特別活動の内容間の関連を図っています。年間35時間のところを6月始まりの30時間にして再編したものです。具体的には学級活動(2)の(エ)「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と学級活動(3)の(ア)「現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」のそれぞれの題材を減らすなどの工夫をしています。もっとも学級内の組織づくり（係活動など）は学級びらきがいつであっても学級経営上必要な活動であり、これまでどおり扱うことが望まれます。また、行事等との関連を図る活動では、変更した時期に加え、発達の段階や先行経験の有無など、集団の実態をよく踏まえ、無理のない活動を計画していくことが大切です。

【児童会活動】

学校や児童生徒、地域の実態を考慮して授業時間数を配当し、目標やねらいが十分に達成できるよう、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時間数を充てるよう示されています。

「代表委員会活動」

- ・児童会の年間テーマ等を設定し、それを踏まえて月に一度程度開催していきます。その際、学級代表を1名にする、委員会の参加はとりやめるなどして人数を減らす、話し合う内容を明確にして話合いの時間を短くするなどの工夫が考えられます。

「委員会活動」

- ・発足前であっても学校生活上必要な仕事（飼育動物の世話、石鹸水の補充など）については、6年生や教職員で行ったりしながら維持することも考えられます。
- ・夏休みまでに所属を決定したり、6年生が昨年度所属していた委員会の活動内容などについてまとめておいたりし、9月や後期以降から円滑に活動を開始できるように工夫することも考えられます。
- ・実際の常時活動についても、活動日を分け、活動する人数を少人数にするといった工夫ができます。

「児童会集会活動」

- ・常に全校集会というかたちではなく、複数学年や同一学年の児童で行われるものなど、多様な形態が考えられます。
- ・仕方についても放送を上手に活用するなど、児童が直接互いに接する場面を避けるようにして行うことも考えられます。

【クラブ活動】

学校や児童生徒、地域の実態を考慮して授業時間数を配当し、目標やねらいが十分に達成できるよう、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時間数を充てるよう示されています。

- ・例えば夏休みまでに所属を決めておき、それ以降の活動日を時間割に明確に位置付けて見通しをもたせたり、次の活動日までの間隔をあまりあけないようにして児童の興味・関心を持続させたりすることが考えられます（『カリ・マネ要領』P.64なども参照）。
- ・内容としては、(1)クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営、(2)クラブを楽しむ活動、(3)クラブの成果の発表の3つが示されており、どれも実施します。
- ・活動内容については、他教科等の学習内容を踏まえ、適切なものにするとともに、活動場所や活動グループについて工夫することが考えられます。

【学校行事】

学校や児童生徒、地域の実態を考慮して授業時間数を配当し、目標やねらいが十分に達成できるよう、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時間数を充てるよう示されています。

- ・学校行事とは、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動であり、例えば異なる複数の学年によるものや、異なる複数の学年を組み合わせた異学年児童による集団で行うものなど、様々なかたちが考えられます。もっとも集団で校外に出かける場合などは「遠足・集団宿泊的行事」のねらいを達成することが前提であり、同じような形態であっても社会科見学を学校行事に代替することはできません。
- ・学習指導要領には、すべての学年で取り組むべき次の5つの種類の内容が示されています。
 - (1)儀式的行事
 - (2)文化的行事
 - (3)健康安全・体育的行事
 - (4)遠足・集団宿泊的行事
 - (5)勤労生産・奉仕的行事
- ・学校生活に秩序と変化を与えることや体験的な活動であることは、他の教育活動では容易に得られない教育的価値を実現する内容である学校行事の特質です。とりわけこの体験的な活動は、児童の学校生活にリズムを与え、節目を付け、より生き生きとした生活を実現することにつながります。年間を見据え、計画的に実施していきたいものです。

特別活動においても、学習指導要領に示された内容を確実に取り扱うことが求められていますが、各学校の児童や地域の実態等が様々であることから、時数が示されていない「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」についても、各学校において指導に充てる時数を適切に確保することが大切です。

現在各学校では、学校休業等を受け、すべての教育活動の再編成に着手し始めたところですが、学校生活そのものを教材ととらえ、児童相互の心理的な結び付きや受容的・共感的な態度の育成、支持的、親和的風土の醸成に役立つことが期待される特別活動の特質を踏まえ、「できること」を子どもたちとともに考え、明るい学校生活の創造に努めていっていただきたいと思えます。